



島根県報

平成31年3月5日（火）

第3,088号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 3

【特定調達公告】

自動車及び軽自動車税環境性能割に係る税務オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等 (税 務 課) 4

【公企規程】

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程 (企 業 局 総 務 課) 5

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 5

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 (") 5

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 (") 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

- (1) 宿舎の貸付料について、年度末から翌年度当初までの間に宿舎に入居し、又は宿舎を退去した場合は、知事が別に定めるところによることとした。（第9条関係）
- (2) 自動車保管場所の貸付料について、(1)に同じ。（第9条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

島根県職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舎管理規則（昭和43年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、年度末から翌年度当初までの間に宿舎に入居し、又は宿舎を退去した場合における宿舎の貸付料については、知事が別に定めるところによる。

第9条の2中「第9条第2項」を「前条第2項及び第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成31年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひまわり歯科	浜田市国分町1981-130	平成31年 1 月 29 日

島根県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成31年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
------------	---------	--------	---------	-------

島根県告示第134号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

邑智郡邑南町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第135号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称 高畑1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町高畑342番1	1号から3号まで
〃 334番33	4号及び7号から11号まで
〃 334番41	5号及び6号
〃 334番20	12号
〃 334番46	13号
〃 334番48	14号
〃 334番7	15号及び16号

”	334番47	17号
”	342番 1 地先道	18号及び19号

2(1) 区域の名称 乙原 3

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から17号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町乙原35番 1	1 号
” 31番	2 号
” 782番 3	3 号
” 785番	4 号
” 57番 1	5 号及び6 号
” 52番 5	7 号から12号まで及び15号
” 51番 1	13号
” 36番 1 地先水	14号
” 36番 1	16号及び17号

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

平成31年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 件名及び数量

自動車及び軽自動車税環境性能割に係る税務オンラインシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年 2 月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 渡辺 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目 2 番22号

5 随意契約に係る契約金額

82,296,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号の規定による。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 1 号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「（この条、第16条及び第17条において「宿舍の貸付料」という。）」を削り、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、年度末から翌年度当初までの間に宿舍の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合における宿舍の貸付料については、管理者が別に定めるところによる。

第 8 条の 2 中「第 8 条第 2 項」を「前条第 2 項及び第 4 項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 5 日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第 2 号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成 7 年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 7 条第 6 号を次のように改める。

(6) 有線通信施設の使用管理に関すること。

第33条中「3 課」を「4 課」に、「外事課」を「外事課
警衛対策課」に改める。

第35条第 6 号を削る。

第35条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（警衛対策課）

第35条の 3 警衛対策課においては、第71回全国植樹祭に伴う警衛に関する事務をつかさどる。

第36条の 3 及び第59条の 2 を削る。

附 則

この規則は、平成31年 3 月20日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 5 日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表浜田警察署浜田駅前交番の項所管区の区域の欄中「桜ヶ丘町」を「桜ヶ丘」、河内町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町に改める。

本則の表浜田警察署河内駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年3月20日から施行する。

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月5日

島根県公安委員会委員長 樋 口 忠 三

島根県公安委員会規則第4号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	50	83	148	97	149	527	222	749
警 察 署	22	67	227	312	357	985	101	1,086
計	72	150	375	409	506	1,512	323	1,835

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。